

社会福祉法人 神栖市社会福祉協議会 会員規程

昭和 61 年 7 月 22 日

神社協規程第 1 号

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人神栖市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第 18 条にもとづき、本会の会員に関する事項を定めるものとする。

(会員の種別)

第 2 条 本会の会員は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 一般会員

本会の趣旨・目的に賛同して、その事業に参加、協力及び支援する世帯及び個人。

(2) 特別会員

本会の趣旨・目的に賛同して、支援する世帯及び個人。

(3) 団体会員

本会の趣旨・目的に賛同して、その事業に参加、協力及び支援するボランティアグループ、サークル、市民団体。

(4) 法人会員

本会の趣旨・目的に賛同して、支援する法人及び事業所。

(会 費)

第 3 条 会費は次に定める通りとする。

(1) 一般会員 年額 1,000 円以上

(2) 特別会員 年額 2,000 円以上

(3) 団体会員 年額 3,000 円以上

(4) 法人会員 年額 20,000 円以上

2 会費は毎年 3 月末までに事務局に納入するものとする。

(入 会)

第 4 条 本会に入会を希望する者は、会費の納入をもって入会したものとする。

2 本会は、会費の納入があったときは、会員名簿に登録するものとする。

(退 会)

第 5 条 本会の会員は、次の場合退会するものとする。

(1) 会員より退会の申し出があった場合

(2) 会員が死亡した場合、及び団体にあつては、解散合併等により団体が消滅した場合。

2 会員が年度途中で退会する場合においても一旦納入された会費は返却しないものとする。

(報告等)

第 6 条 本会は会員に対し、次の事項を実施するよう努めるものとする。

(1) 毎年度の事業計画、予算、事業報告、決算等の報告

(2) 本会の発行する機関紙、パンフレット等の配布

(3) 本会の実施する大会、研修会等の諸行事の案内

(使 途)

第7条 会費は本会事業に使用するものとする。

(委任規程)

第8条 この規程の施行に関し、必要な事項は会長がこれを定める。

付 則

- 1 この規程は、昭和61年 7月22日から施行する。
- 2 この規程は、平成17年 8月 1日から施行する。(改訂第35号)
- 3 この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。(改訂第54号)
- 4 この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。(改訂第116号)